

## 公立大学法人広島市立大学役員退職手当規程

平成22年4月1日

規程 第 35 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の役員の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員（非常勤の役員及び職員（公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第52号。以下「職員退職手当規程」という。）第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）を兼務する理事を除く。以下同じ。）が退職した場合（解任された場合を含む。以下同じ。）にその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（第1号を除く。）又は第3項の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を減額して支給し、又は支給しないことができる。

- 2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、その金額を、支給すべき退職手当の金額から控除して支払う。
- 3 退職手当は、その支給を受けるべき者の指定する預貯金口座に振り込むことにより支給するものとする。
- 4 退職手当は、役員が退職した日から起算して1か月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 5 この規程に定めるもののほか、退職手当の支給方法については、職員退職手当規程の適用を受ける職員の例による。

### (退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、役員としての在職期間1年につき、退職の日におけるその者の給料月額を乗じて得た額（以下「役員調整額」という。）に、職員退職手当規程第6条の3により計算した調整額（以下「調整額」という。）を加えて得た額とする。この場合において、調整額を計算するときの職員の区分は、理事長にあっては同条第1項第1号に掲げる職員の区分とし、理事にあっては同項第2号に掲げる職員の区分とする。

- 2 前項の退職手当の額は、広島市公立大学法人評価委員会が行う法人の業績に関する評価、法人役員としての業務実績等を総合的に勘案し、経営協議会の審議を経て、これを増額し、又は減額することができるものとする。
- 3 第1項の在職期間に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも、同様とする。

(退職手当の支給制限等)

第5条 退職手当の支給制限、支払の差止め及び返納については、職員の例による。  
(役員と職員との間における退職手当の特例)

第6条 役員が引き続いて職員となった場合は、この規程による退職手当は、支給しない。ただし、引き続いて職員となった後に職員を退職した場合に支給する退職手当の額は、職員退職手当規程第2条の4の規定にかかわらず、同規程により計算したその者の退職手当の額に、第3条の規定により計算した役員調整額を加えて得た額とする。この場合における役員調整額の計算の基礎となるべき給料月額については、職員を退職した日における公立大学法人広島市立大学役員報酬規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第34号）第4条の額とする。

- 2 職員が、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前項の規定に該当する役員が退職した場合（第1項に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に職員に復帰し、職員として退職したと仮定した場合の職員退職手当規程により計算した退職手当の額に相当する額に役員調整額を加えて得た額とする。この場合における当該役員の退職の日における給料月額については、当該役員が役員となるため職員を退職した日における給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が定める。
- 4 職員を兼務する理事の退職手当の支給については、職員退職手当規程によるものとし、この規程による退職手当は支給しない。

(役員と広島市職員との間における退職手当の特例)

第7条 広島市職員（職員の退職手当に関する条例（昭和28年広島市条例第62号。以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員として引き続いた在職期間には、その者の広島市職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 2 役員が、理事長の要請に応じ、引き続いて広島市職員となるため退職をし、かつ、引き続き広島市職員として在職した後引き続いて再び役員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 3 第1項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続き広島市職員となった場合又は役員が前項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き広島市職員となった場合においては、第2条第1項本文の規定にかかわらず、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 第1項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する退職の場合を除く。）における退職手当の額については、第3条の規定にかかわらず、当該退職の日に広島市職員に復帰し広島市職員として退職したと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における広島市職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとする。

（遺族の範囲等）

第8条 職員退職手当規程第2条の2の規定は、第2条第1項本文に規定する遺族の範囲及び順位等について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは、「役員」と読み替えるものとする。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。